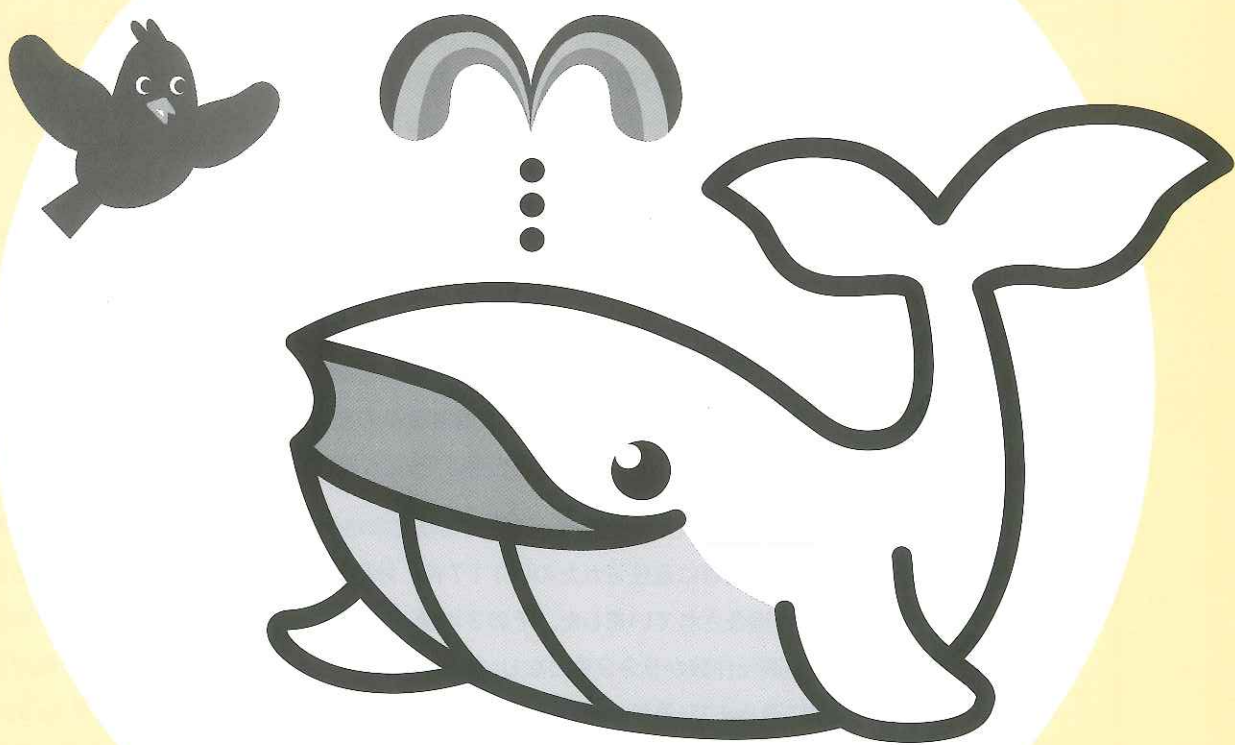


～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートにゆーす

2015年3月発行 <第13号>



Legal Support 15th Anniversary



- これで安心! あなたの老後、あなたの財産
～任意後見契約の活用例～

リーガルサポート設立15周年

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「リーガルサポート」)は、1999年12月22日に法務大臣の許可を受けて設立されました。従来の「禁治産制度」に代わる「成年後見制度」を創設するための諸法案が12月8日に国会で成立した2週間後のことです。その翌年の2000年4月1日に成年後見関連法が施行されました。リーガルサポートは、成年後見制度とともに生まれ、成年後見制度とともに2014年12月で15周年を迎えました。

司法書士が成年後見制度への取組みを始めたのは、実は成年後見制度が創設される前にまで遡ります。成年後見制度の検討が本格的に始まったのは、1995年頃のことです。それまでの禁治産制度を改め、新しい成年後見制度を作るための研究会が法務省内に設置されたのが1995年7月。それと同時期に、日本司法書士会連合会も成年後見制度創設推進委員会を発足させ、カナダやアメリカ、ドイツなどの諸外国の制度を視察し、新制度創設に向けて研究を重ねました。

新制度創設に向けた動きの中で、実際に制度の受け皿となり、需要の増大が見込まれる専門職後見人を養成・供給し、監督する組織の必要性が認識されるようになりました。その組織は、司法書士会ではなく、別の公益法人が担うのが適切であると考えられたことから、リーガルサポートが設立されることになります。1999年12月1日に成年後見関連法案が閣議決定され、その2日後の12月3日に設立総会が開かれたのですが、当時は公益法人制度改革の前ですので、公益法人(社団法人)の設立には法務大臣の許可が必要でした。その許可を受けたのが、冒頭で記した12月22日です。

その後、リーガルサポートを中心に、司法書士は後見業務に本格的に取り組むことになります。初年度に司法書士が成年後見人等に選任されたのは117件。弁護士は166件選任されており、当初はまだ弁護士の方が多く選任されていました。その3年後、2003年4月～2004年3月の統計で、1年間の司法書士の選任件数が999件となり、弁護士の選任件数(952件)を初めて上回りました。それ以来、現在に至るまで(最新の統計は2013年のもの)、司法書士は、専門職後見人(司法書士、弁護士、社会福祉士)その他の第三者後見人の中で、最も多く成年後見人等に選任され続けています。

この15年の間、リーガルサポートは、会員による後見業務の監督・指導や研修を行い、司法書士後見人が市民の皆様から信頼されるよう努めてきました。その他、一般市民向けの説明会やシンポジウム、相談会等の開催、各種提言を行うなど、成年後見制度普及のための活動をしてきました。2011年には、内閣総理大臣の認可を受けて公益社団法人になりました。

リーガルサポートは、これからも成年後見制度と共に歩んでいきます。

これで安心！ あなたの老後、あなたの財産 ～任意後見契約の活用例～

成年後見制度には、後見、保佐、補助の種類の法定後見と、当事者同士の契約に基づく任意後見とがあります。

法定後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいの方について、本人や一定の親族等が家庭裁判所に申し立て、審判を受けることによって開始します。一方、任意後見制度は、自身の判断能力が衰える前に、公正証書によって任意後見人候補者(任意後見受任者)を定め、判断能力が衰えたときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することによって開始します。

成年後見制度開始から1年目の利用件数は、法定後見制度が8,956件(後見開始7,451件、保佐開始884件、補助開始621件)、任意後見監督人選任審判の申立てが51件でした(最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況～平成12年4月から平成13年3月～』)。これに対し、平成25年1月から12月までの利用件数は、法定後見制度が31,703件(後見開始26,397件、保佐開始4,154件、補助開始1,152件)、任意後見監督人選任審判の申立てが575件でした。過去5年の申立て件数の累計は、法定後見が154,933件(後見開始130,305件、保佐開始18,698件、補助開始5,930件)、任意後見が3,182件となっております(最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況～平成25年1月から平成25年12月～』)。

法定後見制度は、一定の親族等によって申し立てることができますので、利用しやすい環境にあります。他方、任意後見制度は、本人に判断能力がある間に公正証書によって任意後見契約を締結しておく必要があり、積極的に任意後見制度を利用する意思がなければならず、また、本人に差し迫った利用の必要性がないと考える人が多いため、制度利用増加につながっていないと考えられます。

そこで、今回の『リー・がるさぼーとにゅーす』は、成年後見制度開始から15年を迎えた今、改めて、任意後見制度に対する理解を深めていただくため任意後見制度を取り上げることとしました。

Q1. 任意後見制度ってどのような制度ですか？

『任意後見制度』とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選んだ任意後見人候補者(任意後見受任者)に、自分の生活、療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を結んでおくという制度です。本人の判断能力が低下した後に、任意後見監督人の選任をもって任意後見契約の効力が生じます。任意後見人は、任意後見契約で定められた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることとなります。

本人が亡くなった後は、遺言があればその内容に従って、遺言がなければ民法の定めによって相続が開始します。すなわち、遺言は、本人が生前に「自分の死後の財産等処分について自らの意思で決定するための制度」であるのに対して、任意後見制度とは、本人の判断能力がある間に、「自分の判断能力がなくなったときに、自分の意思を実現させるための制度」といえるでしょう。

Q2. 任意後見制度はどうすれば利用できますか？

任意後見制度を利用するには、本人と任意後見人候補者(任意後見受任者)の間で、公正証書によって任意後見契約を締結する必要があります。

任意後見人の代理権の範囲は、本人の療養看護や財産管理に関する事務のうち、本人の希望に応じて定めます。具体的には本人の預貯金の管理、不動産などの重要な財産の処分、遺産分割、施設の入所契約などの介護サービスに関する契約、医療契約の締結等が考えられます。これらに関連する登記や供託の申請や、要介護認定の申請等も代理権付与の対象となります。また、これらの事務に関して生ずる紛争について弁護士や認定司法書士に訴訟を依頼する権限を与えることもできます。

任意後見人が行うことができる事務は、任意後見契約で定められた事務の範囲内に限られ、また、法定後見のように、本人が直接契約等を行う資格が制限されることはありません。したがって、任意後見契約の効力が発生した後も、本人に一定の判断能力があれば、任意後見人の同意を得ることなく、ひとりで有効な取引を行うことができます。

Q3. 誰に任意後見人をお願いすればいいですか？

任意後見契約においては、任意後見受任者を誰にするかは、本人の自由な選択に委ねられています。もっとも、任意後見受任者に不正な行為や不適正な事由があるときは、任意後見監督人選任の審判の段階で、選任の申立てが却下され、任意後見契約の効力が生じない場合があります。例えば、未成年者や家庭裁判所から解任された法定代理人、破産者、本人に対して訴訟をしている相手方などは、任意後見人候補者(任意後見受任者)に適さないとされています。

法人を任意後見人候補者(任意後見受任者)とすることも可能です。また、任意後見人を複数選任することも可能です。複数の任意後見人候補者(任意後見受任者)を選任する場合には、各受任者がそれぞれ単独で代理権を行使することができるとするときは、各受任者ごとに別個の公正証書を作成することになります。

Q4. 任意後見監督人は誰がなることができますか？

法律上、任意後見監督人の資格は特に定められていませんが、一般的には、弁護士、司法書士といった専門職が、任意後見監督人に選ばれていることが多いようです。

Q5. 任意後見契約を締結しても、本人の判断能力が低下するまでの間は任意後見受任者は何もしないのですか？また、本人が死亡した後はどうなるのですか？

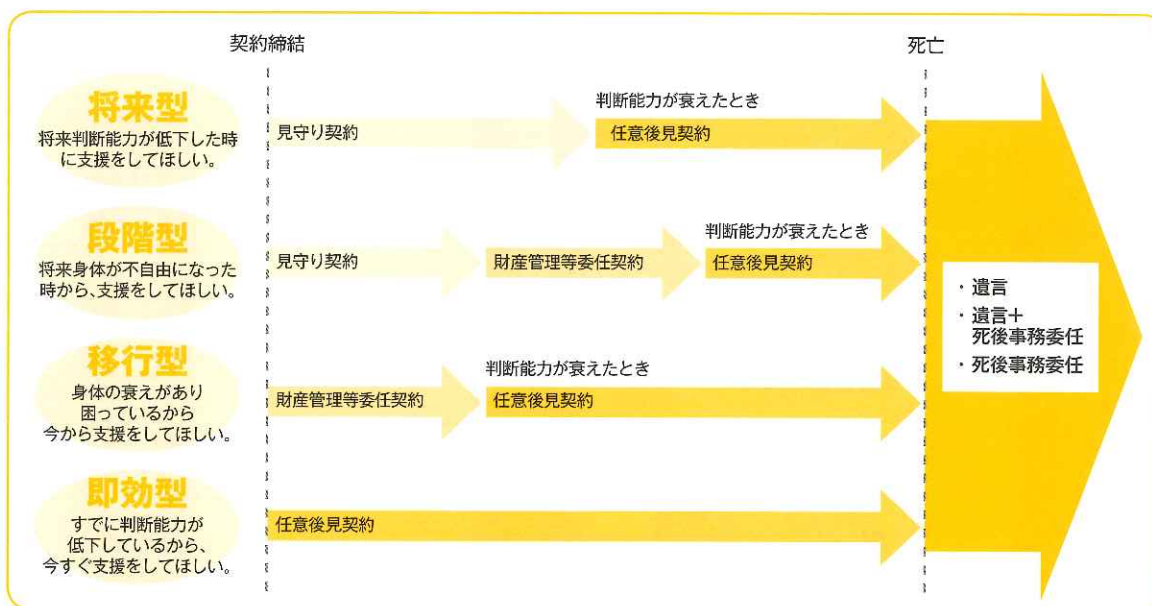
任意後見契約は、契約締結から効力発生までに相当期間を要する場合があります。そこで、任意後見契約の締結とあわせて、『見守り契約』、『財産管理等委任契約』を締結する方法が考えられます。

『見守り契約』とは、本人の判断能力が十分な間は、任意後見受任者が定期的に本人とコンタクトを取り続け、継続的な見守りを行う契約をいいます。任意後見受任者が親族以外の方の場合、本人とコンタクトをとり続けることによって、本人の異変にいち早く気付いて適切な時期に任意後見契約を発効させることができるため、本人の権利擁護につながると考えられます。

『財産管理等委任契約』とは、判断能力が低下する前から受任者の支援を必要とする行為について代理権を与えて財産管理を委任する契約をいいます。判断能力はしっかりしていても身体が不自由な方や財産管理が不安な方のための契約です。

本人が死亡した後は、任意後見契約は終了します。しかし、亡くなった後のことに備えて、任意後見契約とともに『死後事務委任契約』を締結することができます。『死後事務委任契約』とは、本人が死亡した後に、本人の希望する手続きを委任するための契約をいいます。財産管理の計算、引渡しの事務などは任意後見人が行うこととなりますが、葬儀、埋葬、死亡届等の諸手続き、家財道具の処分、親族への連絡などの事務については、任意後見人の事務の範囲外となります。そこで、これらを委任するのが死後事務委任契約です。

任意後見のプランとしては4つのタイプが考えられます。実際に契約を締結する際には、本人の希望に沿った契約を締結する必要があります。



Q6. 任意後見制度の活用

たとえば、身近な親族がいない場合、本人の判断能力が衰えたときは、日常生活においてはお金の入出金ができなくなり、また、介護施設との入所契約、病院との入院契約をすることができなくなってしまいます。このような事態を防ぐためにも、本人が事前に任意後見受任者を選んでおくことで、本人の判断能力が衰えたときも速やかに権利擁護が可能となります。法定後見と異なり、後見人になる人を本人が自由に選べますので、自分が信頼できる相手に将来のことを託すことができるのです。

また、『財産管理等委任契約』や『死後事務委任契約』など、様々な契約の組み合わせができるため、「不安に思っていること」「問題を抱えていること」に応じて柔軟な対応ができるのが任意後見制度の特長です。

Q7. 任意後見契約締結に必要な書類を教えてください。

任意後見契約を締結するためには、公証役場で公正証書による契約を行う必要があります。この際、本人については印鑑登録証明書・戸籍謄本・住民票、任意後見受任者については印鑑登録証明書・住民票が必要となります。

～リーガルサポートが提案する任意後見契約の活用例～

認知症になったらどうしよう？ 万一入院して意識が無くなったら入院費の支払いは誰にたのめば？ 自分が亡くなった後のことはどうなるの？ そんな将来の不安に備える制度が任意後見制度です。一人で悩む前にどんなことでもご相談ください。

ご契約の前に

担当者が、ご本人の希望や将来の不安をお聞きし、ご希望に添った契約書を作成します。

ご希望により財産管理、死後事務に関する契約書や遺言書作成も行います。



任意後見契約の締結（諸契約の締結）

ご本人の判断能力が衰えた場合には、担当者より家庭裁判所に任意後見監督人選任を求める申立を行い、任意後見業務が開始します。

見守り業務を開始し、担当者から定期的な電話連絡や訪問を行い、ご本人の状況を把握します。

財産管理業務開始



Q8. 任意後見制度を利用するにあたって費用はかかりますか？

任意後見契約書を作成するためには、公証人に対する報酬等として、約3万円の費用がかかります。任意後見契約と同時に、財産管理等委任契約や死後事務委任契約といった契約を締結する場合には、それぞれ別に同程度の費用が必要となります。その他、専門家が任意後見人になる場合や、専門家に契約書作成のサポートを受ける場合は、別途費用が発生します。

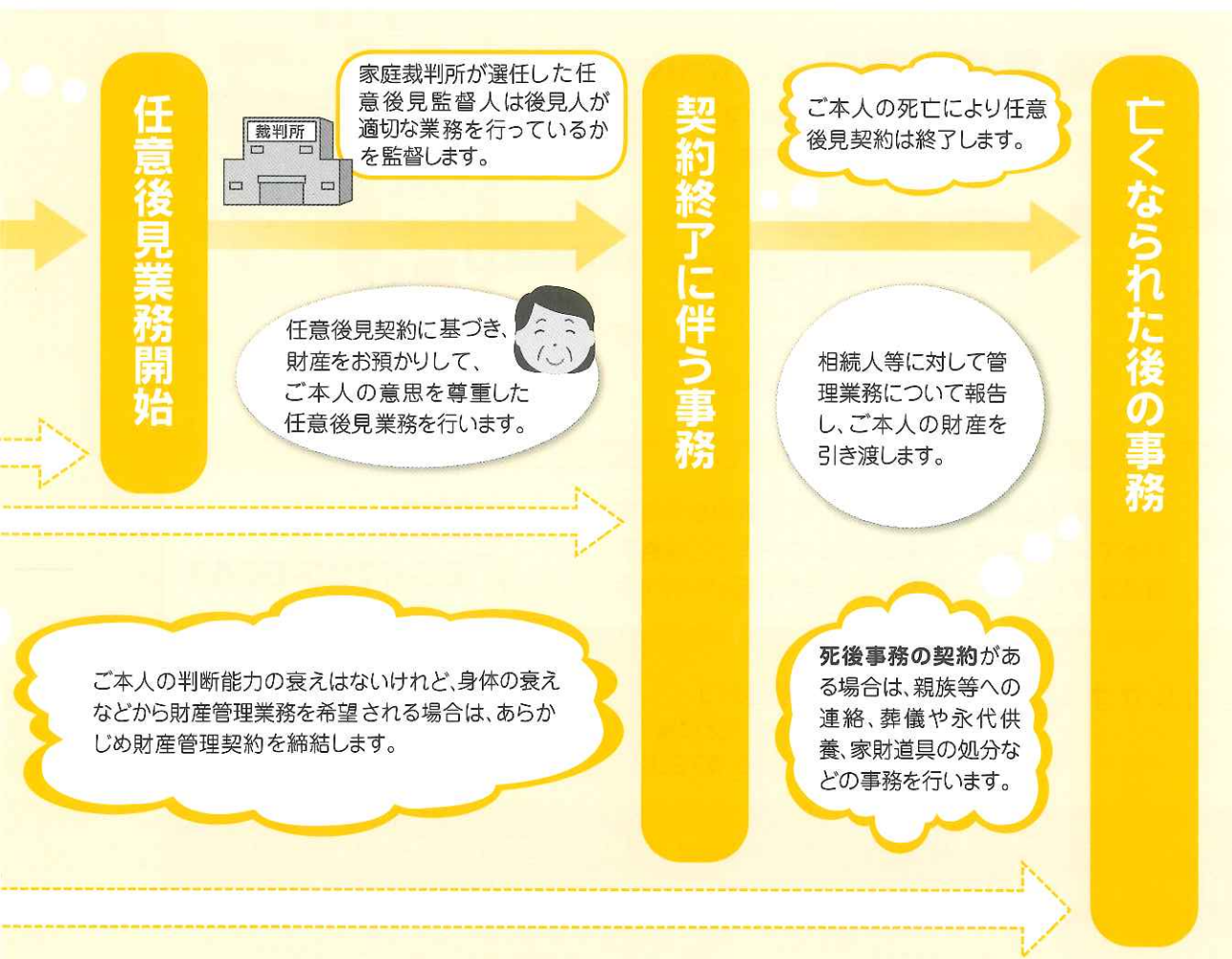
契約締結時の費用のほか、任意後見人、任意後見監督人の事務を行ううえでの経費、報酬を支払う必要があります。

任意後見人の報酬は、任意後見契約締結の際に本人と任意後見人との間で決定します。任意後見監督人の報酬は、任意後見監督人からの報酬付与の審判の申立てをうけて、家庭裁判所が報酬を決定します。

Q9. リーガルサポートはどんなことをしているのですか？

リーガルサポート会員が任意後見人になる場合は、任意後見監督人の監督を受けるほか、不正や過誤を防ぐため、リーガルサポートへの事務報告が義務付けられており、常にリーガルサポートの監督を受けています。特に、任意後見契約発効前の財産管理等委任契約は、法律上、受任者を監督する制度が存在しませんので、リーガルサポートが唯一の監督機関となっています。

また、財産管理等委任契約を締結する場合には、リーガルサポートが契約締結前に、契約内容のチェックや本人と面談を行い、契約締結の意思確認を行っています。不当な内容の契約が締結されないように、リーガルサポートが指導・監督しています。



将来の不安に備えるために

成年後見制度が開始して15年になりますが、法定後見制度に比べて任意後見制度はまだまだ普及していません。

任意後見制度のメリットは、あらかじめ自分の後見に関する希望を任意後見受任者に伝えられること、そしてその受任者を誰にするか自分で決められることにあります。可能な限り一生優雅に財産を使って楽しみたいと思う方や、後見に関する明確なビジョンを持っておられる方には任意後見制度がお勧めです。今は漠然とした老後への不安があるだけの場合でも、相談しているうちに将来のありたい自分の姿が見えてくるケースもあります。

リーガルサポートでは、ご本人の希望を尊重した任意後見契約を提案します。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号 **☎ 06-4790-5656**

電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

面接相談

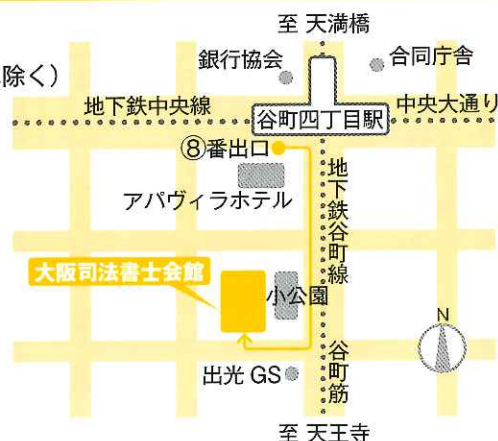
日時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時、予約不要
（受付時間：午後3時30分まで）

場所 **大阪司法書士会館**

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
（☎ 06-6941-5351）

●地下鉄谷町四丁目駅
⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



苦情受付
センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡下さい。
電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

☎ 06-4790-5643

リーガルサポートおおさか 〒540-0019

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

リーガルサポートおおさか

（公社）成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support-osaka.jp/>

<http://www.legal-support.or.jp/>